変更様式第1号（物品の調達等）

**物品の調達等競争入札参加資格審査事項等変更届**

　　年　　月　　日

　山陽小野田市長　あて

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒

住　　　　所

届出者　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　代表者職氏名

　下記のとおり競争入札参加資格に係る審査事項等に変更が生じたので、関係書類を添えて届け出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 業者種別(該当する番号を○で囲むこと。) | 　　　　１　物品等　　　　　　　　　２　業務委託等　 |
| 変更事項(該当する番号及び項目すべてを○で囲むこと。) | 　１　業務に関し法律上必要とされるものの許可番号・許可年月日、登録番号・登録年月日　２　商号又は名称（フリガナも記入）　３　代表者の氏名（フリガナも記入）４　営業所の名称、所在地又は郵便番号（本社の変更も含む)　５　代理人の氏名（フリガナも記入）　６　実印、使用印７　電話番号又はファックス番号　８　登録部門（登録及び許可部門の追加又は削除）　９　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 変更の内容 | 変更前 |  |
| 変更後 |  |
| 変更年月日 | 　　　　　　年　　　　月　　　　日 |
| 変更事項に係る添付書類名 |  |

記入要領

１　変更届の届出者は、本社とします。

２　「業者種別」欄は該当する番号を○で囲み、また、「変更事項」欄は該当するものすべての番号及び項目を○で囲むこと。

なお、物品等及び業務委託等（工事請負及び工事に係る設計等の業務委託を除く。）の**両方に登録している業者は、それぞれに届出が必要**です。

３　変更の内容が本様式欄に収まらない場合は、別紙に記載し、本様式欄に「別紙記載」と記入すること。

４　債権者登録が既に完了されている業者にあっては、その内容（口座番号、口座名義人等）に変更があった場合は届出を行う必要があります。詳しくは、山陽小野田市出納室（TEL 0836-82-1181）までお問い合わせください。

５　この変更届により**現在契約中の契約書は、変更できません。**

**添付書類一覧**

**１　種目及び営業品目の許可番号・許可年月日、登録番号・登録年月日**

　　　業務に関し必要な許可や登録を更新した場合。

・許可通知書、登録通知書又は許可証等（写し可）

**２　商号又は名称**

　　・新しい商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。受付日前３カ月以内の日付のもの）

　　・使用印（実印）変更届（変更様式第２号）（写し不可）

　　・実印の印鑑証明書（写し可。受付日前３カ月以内の日付のもの）

　　・委任状（変更様式第３号）（写し不可）年間委任していない場合は添付不要。

**３　代表者の氏名**

　・新しい商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。受付日前３カ月以内の日付のもの）

　・個人経営の代表者は誓約書（変更様式第４号）（写し不可）

　　・変更があれば使用印（実印）変更届（変更様式第２号）（写し不可）

　　・変更があれば実印の印鑑証明書（写し可。受付日前３カ月以内の日付のもの）

　　・委任状（変更様式第３号）（写し不可）年間委任していない場合は添付不要。

**４　営業所の名称、所在地又は郵便番号（本社の変更も含む。）**

　　・新しい商業登記簿謄本又は履歴事項全部証明書（写し可。受付日前３カ月以内の日付のもの）

　　　商業登記簿に登記していない営業所の場合は、商業登記簿等は提出不要。

　　・委任状（変更様式第３号）（写し不可）年間委任していない場合は添付不要。

　　・変更があれば使用印（実印）変更届（変更様式第２号）（写し不可）、実印の印鑑証明書（写し可。受付日前３カ月以内の日付のもの）

　　※所在地の変更の場合は、変更後の郵便番号、電話番号又はファックス番号も記入してください。

なお、郵便番号、電話番号又はファックス番号に変更がない場合はその旨を明記してください。

**５　代理人の氏名**

　　・委任状（変更様式第３号）（写し不可）

　　・変更があれば使用印（実印）変更届（変更様式第２号）（写し不可）

**６　実印、使用印**

　　・使用印（実印）変更届（変更様式第２号）（写し不可）

　　・実印の印鑑証明書（写し可。受付日前３カ月以内の日付のもの）実印を変更しない場合は添付不要。

　　・委任状（変更様式第３号）（写し不可）年間委任していない場合は添付不要。

**７　電話番号又はファックス番号**

**・**添付書類は不要。

**８　登録部門（種目Ⅰの追加は登録された種目Ⅰの数が５つに満たない場合にのみ可）**

　　・業者カード（変更様式第９、１０号）追加登録や変更をする場合は、旧業者カードと差し替えますので、登録済の種目も含めて業者カードを新しく作成してください。希望順位の変更はできません。

・登録及び許可部門の追加又は削除の通知書又は許可証等（写し可）

　**９　山陽小野田市内の営業所の新設又は廃止**

　　・新設の場合　：山陽小野田市の納税証明書「未納額のないことの証明書」（写し可）

又は、法人等の設立・設置届の写し（山陽小野田市税務課の受付印のあるもの）

店舗・事務所の現況写真（変更様式第１２号）

　　・廃止した場合：法人等の異動届（廃止）の写し（山陽小野田市税務課の受付印のあるもの）

上記以外については、山陽小野田市監理室（TEL 0836-82-1180）にお問い合わせください。